

掲示物チェックシート

No	項目	内側	外側	根拠法令等	備考
1 保険薬局における必須掲示項目					
1-1	薬局開設許可証			薬機法施行規則第3条	
1-2	保険薬局である旨			保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第7条	
1-3	薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項				
1-4	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項			薬機法第9条の4 薬機法施行規則第15条の15	
1-5	薬剤服用歴管理指導料に関する事項			薬担規則第2条の4 掲示事項等告示第13	
1-6	明細書の発行状況に関する事項			薬担規則第4条の2、第4条の2の2 掲示事項等告示第13	
1-7	調剤報酬点数表の一覧等			診療報酬改定運用通知	投薬カウンター等の指導等の際に患者が分かりやすい場所に掲示
1-8	個人情報保護方針			個人情報保護法第3条、第18条 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	
1-9	36協定			労働基準法第36条、第106条	法定労働時間(1日8時間、週44時間)を超えて、又は法定休日に勤務する場合は必ず必要 (掲示に替えてファイリング、PC保存等でもよい)
1-10	薬剤師不在時間(不在になる場合)			薬機法施行規則第15条の16 薬機法施行規則の一部を改正する省令第10号施行等について(平成29年9月26日付薬生発0926第10号通知)	・不在のため調剤に応じることができない旨 ・不在にしている理由 ・帰局時刻(不在は4時間以内か営業時間の半分以上)
2 届出に伴う掲示項目					
2-1	開局時間			診療報酬改定運用通知	『時間外加算等』、『夜間・休日等加算』を算定する場合に必要
2-2	夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯			診療報酬改定運用通知	『夜間・休日等加算』を算定する場合に必要
2-3	調剤基本料に関する事項			施設基準等運用通知	当該点数の許可を受けた場合に必要
2-4	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨			施設基準等運用通知	『後発医薬品調剤体制加算』を算定する場合に必要
2-5	後発医薬品調剤体制加算を算定している旨				
2-6	地域支援体制加算に関する事項				当該加算の許可を受けた場合に必要
2-7	在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項			薬担規則第2条の4 掲示事項等告示第13	当該加算の許可を受けた場合に必要
2-8	無菌製剤処理加算に関する事項				当該加算の許可を受けた場合に必要
2-9	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項			施設基準等運用通知	当該点数の許可を受けた場合に必要
2-10	高度管理医療機器等販売業許可証			薬機法施行規則第176条第1項に準用する同規則第3条	
2-11	在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている旨				
2-12	健康相談又は健康教室を行っている旨			施設基準等運用通知	『地域支援体制加算』を算定する場合に必要
2-13	自局と直接連絡が取れる電話番号等及び24時間調剤体制における連携薬局の電話番号等				
2-14	健康サポート薬局である旨及び要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨			薬機法施行規則第15条の11 薬機法施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成28年告示第29号)	『健康サポート薬局』の許可を受けた場合に必要
2-15	当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容				
2-16	労災指定の標札			労働者災害補償保険法施行規則第11条第3項 労災保険指定薬局養費担当契約事項10	労災指定時に必要(労働局からもらえます) (縦:10cm 横:5.5cm 地色:濃紺 文字:白)の様式
2-17	介護保険の居宅療養管理指導を行う上での運営規定等			指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第90条及び91条に準用する同省令第32条	『居宅療養管理指導』を行う場合に必要
2-18	指定居宅サービス事業者である旨			介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則第2条第3項	
2-19	取扱い公費負担医療			各種公費負担医療根拠法令	
3 任意サービスに伴う掲示項目					
3-1	特定販売の広告に係る項目	※	※	薬機法施行規則第15条の6	※インターネット上で表示
3-2	保険外サービス等の費用請求に関する事項			療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて(平成17年9月1日付保医発第0901002号通知)	・水薬瓶、軟膏壺の容器代 ・サービス一体化代 等
4 保険薬局における努力掲示項目					
4-1	開局時間及び休業日並びに時間外、休日、深夜における調剤応需体制に関する事項			薬担規則第2条の4 保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(平成20年3月19日付保医発0319001号通知)	
4-2	現に勤務中の薬剤師の掲示			薬機法第9条の4 薬機法施行規則第15条の15 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について(平成26年3月10日付薬食発0310第1号通知)	

・診療報酬改定運用通知…診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日付保医発0305第3号通知)

・施設基準等運用通知…特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成28年3月4日付保医発0305第2号通知)

・薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

・薬機法施行規則…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

・掲示事項等告示…薬担規則及び薬担規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等

・薬担規則…保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則